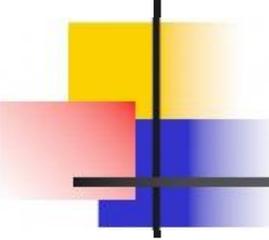


令和5年度第1回
別府市国民健康保険運営協議会

【報告事項】

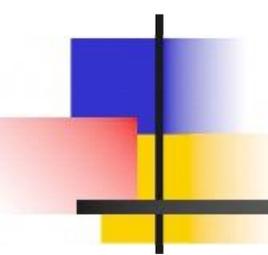
令和6年1月24日
別府市いきいき健幸部保険年金課



内容

I. 国民健康保険事業の状況

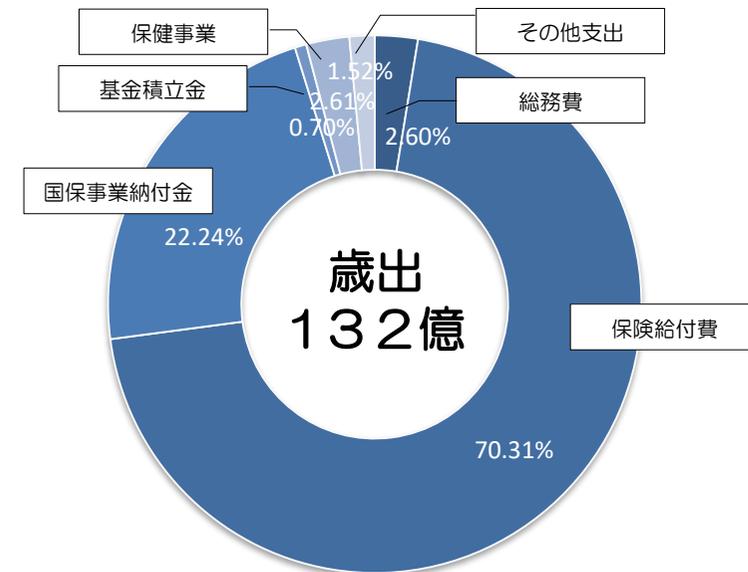
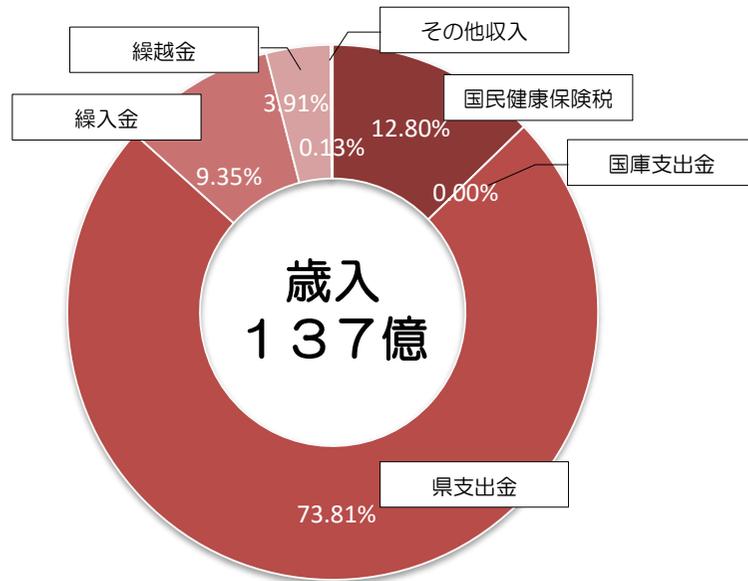
1. 令和4年度決算	P 3
2. 収支の推移	P 4
3. 医療費・被保険者数の推移	P 5
4. 1人当たり医療費（区分別）の推移	P 6
5. 収納状況の推移（現年度分）	P 7
6. 収納率向上の取組	P 8
7. 令和6年度当初予算（案）	P 9
8. 制度改正に係る変更事項	P10
9. マイナ保険証	P13
10. 保健事業	P14



I . 国民健康保険事業の状況

1. 令和4年度決算

・令和4年度の決算は、前年度繰越金の発生、収納率の向上や普通交付金の超過交付などの理由により、約5億円の黒字となりました。



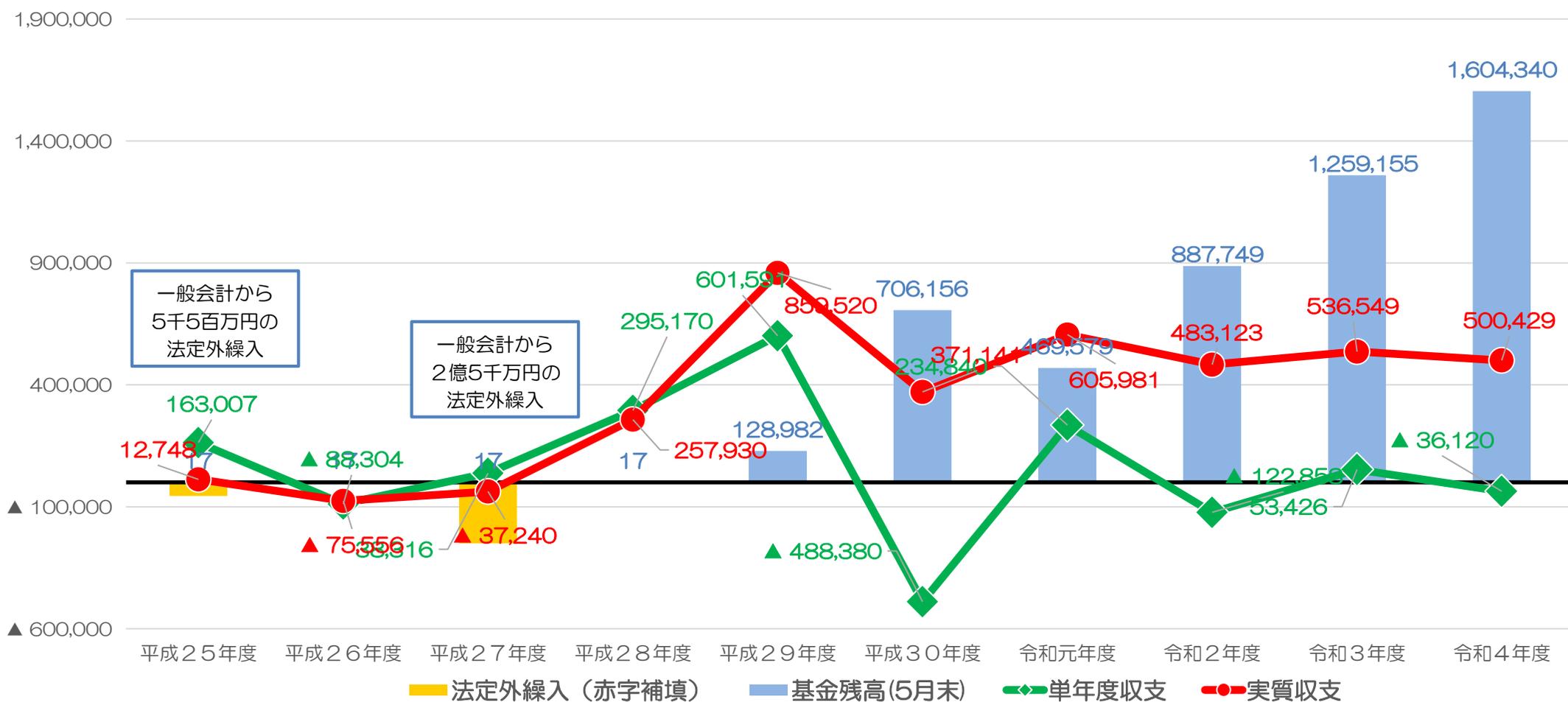
【歳入費目】	金額（百万円）
国民健康保険税	1,756
県支出金	10,130
繰入金	1,283
繰越金	537
その他収入	18
計	13,724

【歳出費目】	金額（百万円）
総務費	344
保険給付費	9,298
国保事業費納付金	2,942
保健事業費	93
基金積立金	345
その他支出	202
計	13,224

2. 収支の推移

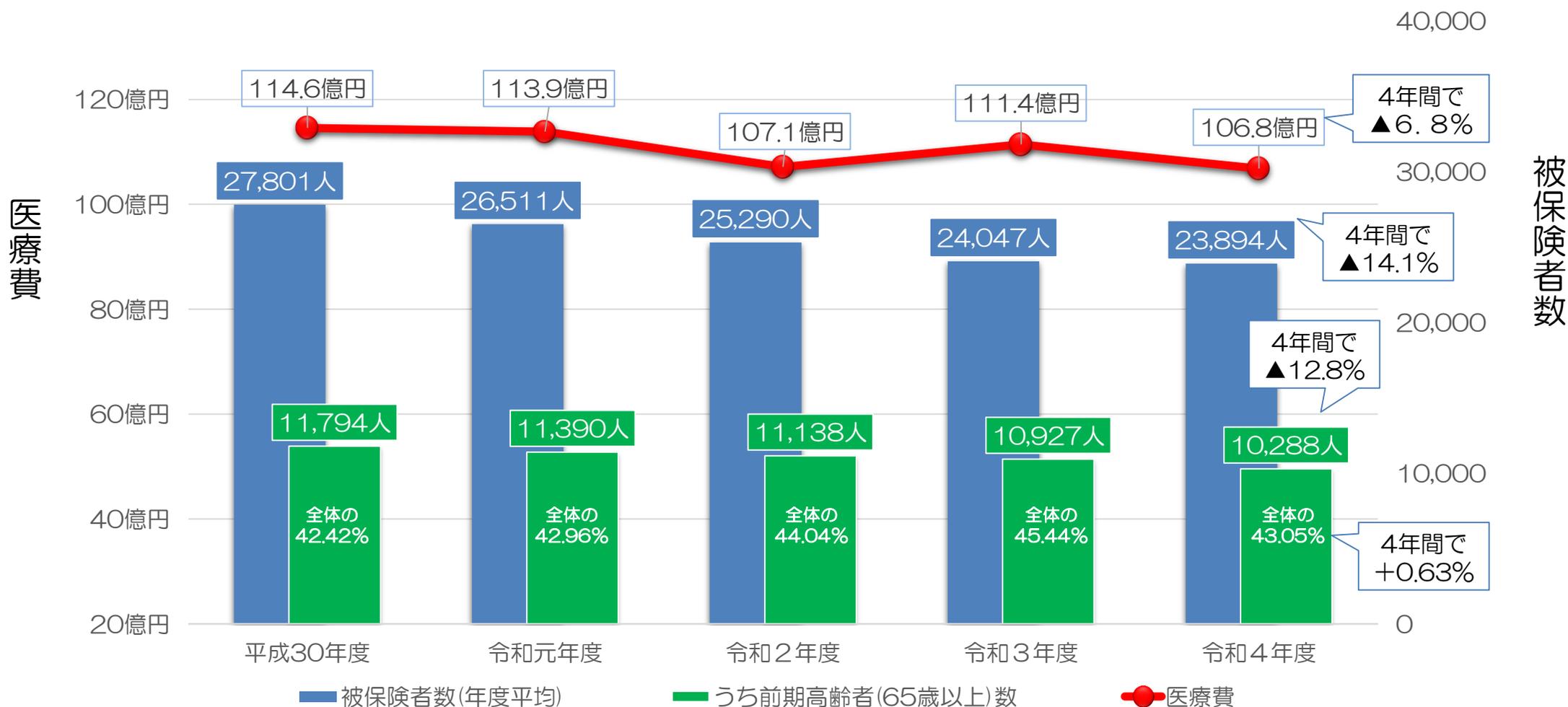
(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単年度収支	163,007	▲ 88,304	38,316	295,170	601,591	▲ 488,380	234,840	▲ 122,858	53,426	▲ 36,120
実質収支	12,748	▲ 75,556	▲ 37,240	257,930	859,520	371,141	605,981	483,123	536,549	500,429
基金残高(5月末)	17	17	17	17	128,932	706,156	469,579	887,749	1,259,155	1,604,340



3. 医療費・被保険者数の推移

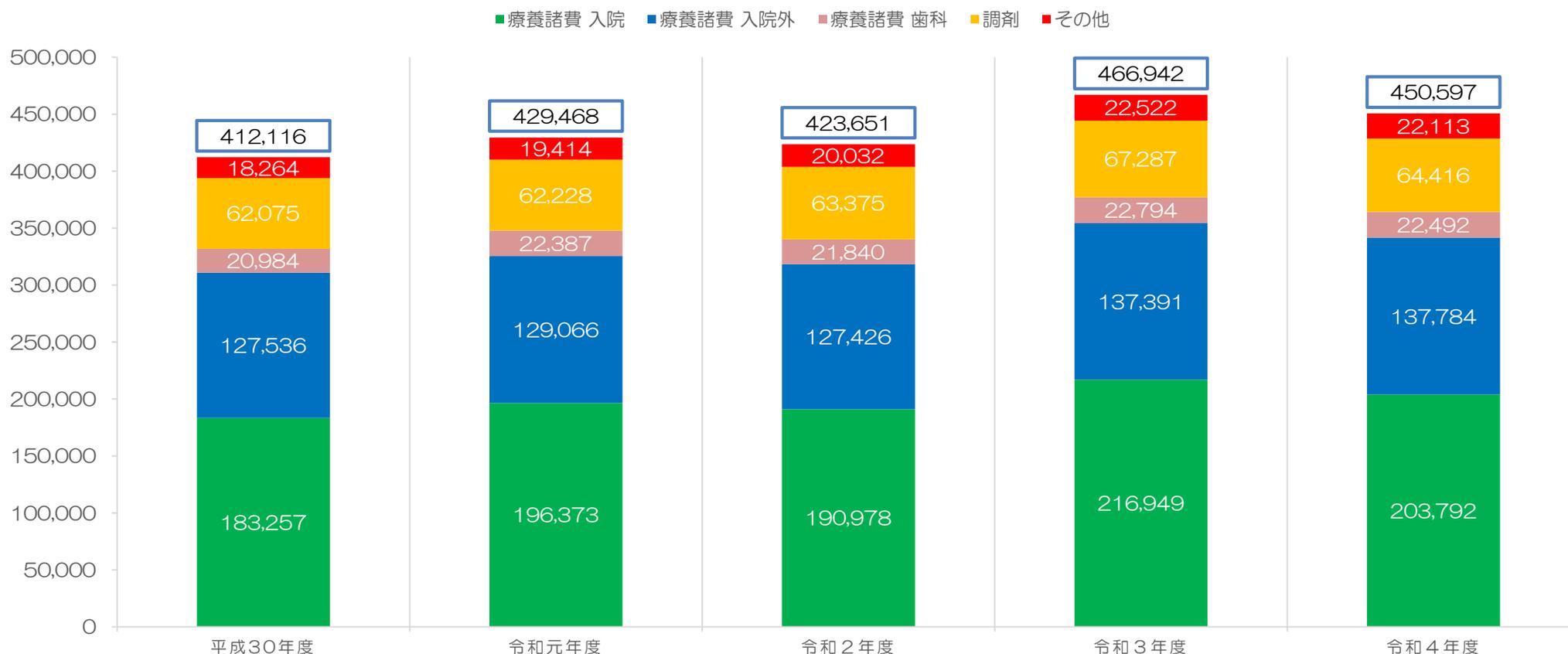
- ・ 医療費は被保険者数の減少に伴い、4年間で▲6.8%の減額傾向です。
- ・ 被保険者数は、後期高齢者への移行等に伴い、4年間で▲14.1%の減少傾向です。
- ・ 被保険者数に占める前期高齢者の割合は、4年間で0.63ポイント上昇しています。



4. 1 人当たり医療費（区分別）の推移

- 令和4年度は、前年比で▲3.50%となったものの、増額傾向が続いています。
令和3年度は、コロナ禍での受診控えの反動による一時的な大幅増と見られています。

一人当たり医療費推移

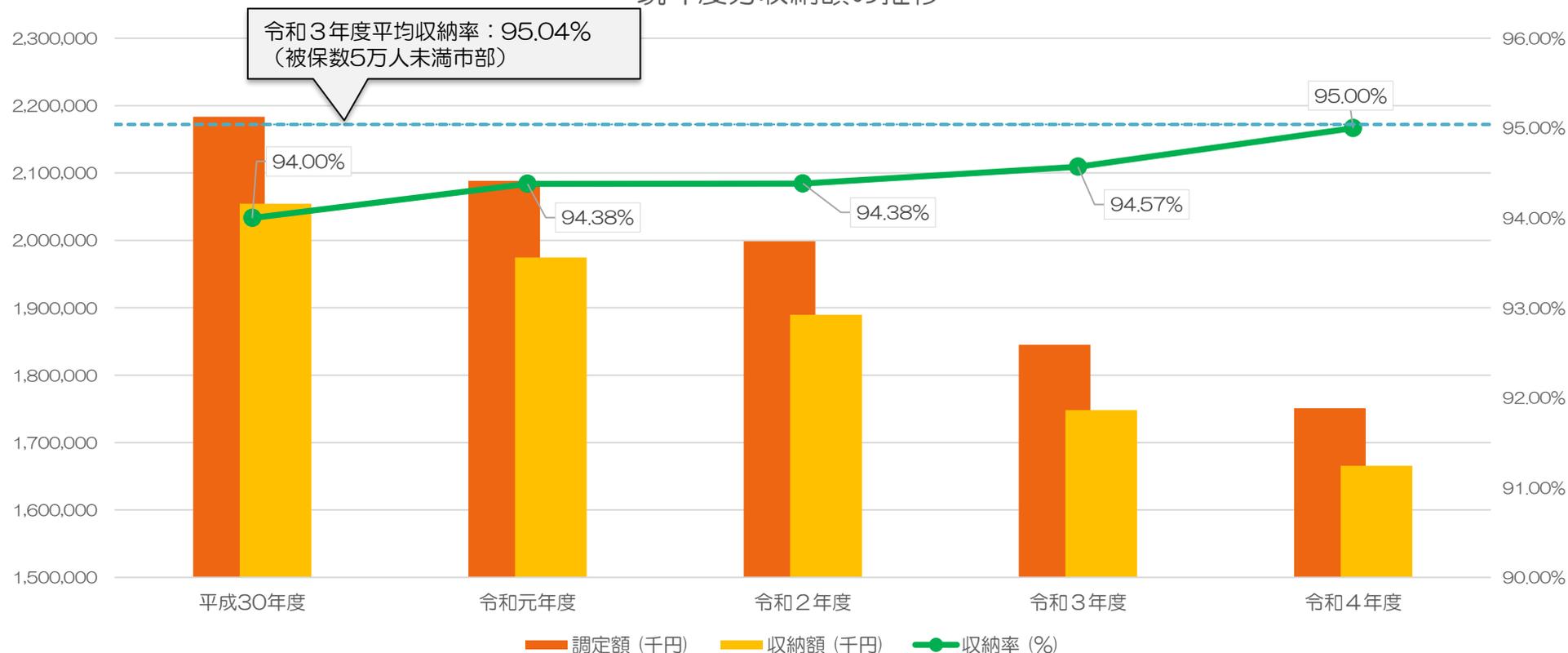


5. 収納状況の推移（現年度分）

・ 令和4年度の現年度分は、税率改定（平等割額▲3,000円）の影響で前年度に比べて調定額が減少したこともあり、収納額は約9千4百万円の減少となりました。収納率は増加（95.00%）となっています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額 (千円)	2,183,326	2,088,384	1,998,752	1,845,365	1,750,990
収納額 (千円)	2,054,528	1,974,594	1,889,633	1,748,080	1,665,453
収納率 (%)	94.00%	94.38%	94.38%	94.57%	95.00%

現年度分収納額の推移



6. 収納率向上の取組

・健全な財政運営を行うことができるよう、収納率向上のために様々な取組を行っています。

①体制の強化

・納税折衝、滞納整理に関する外部主催の実践的研修に職員を派遣する。

②口座振替等多様な納付方法の推進

・文書やホームページでの案内や、窓口相談の際に直接誘引するなど、口座振替を推奨する。

・コンビニ収納など、多様な納付方法を用意し、納付機会を拡大する。

③滞納処分の執行及び執行停止

・預金等財産調査を行い、財産が発見された場合は滞納処分を執行する。

・財産等が無く、生活状況の聴き取りや調査等により納付困難と認められる場合は滞納処分を停止する。

(単位：世帯、千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込
差押件数 (世帯数)	462	479	368	404	223
差押金額 (換価金額)	21,551	21,165	15,542	21,938	14,027

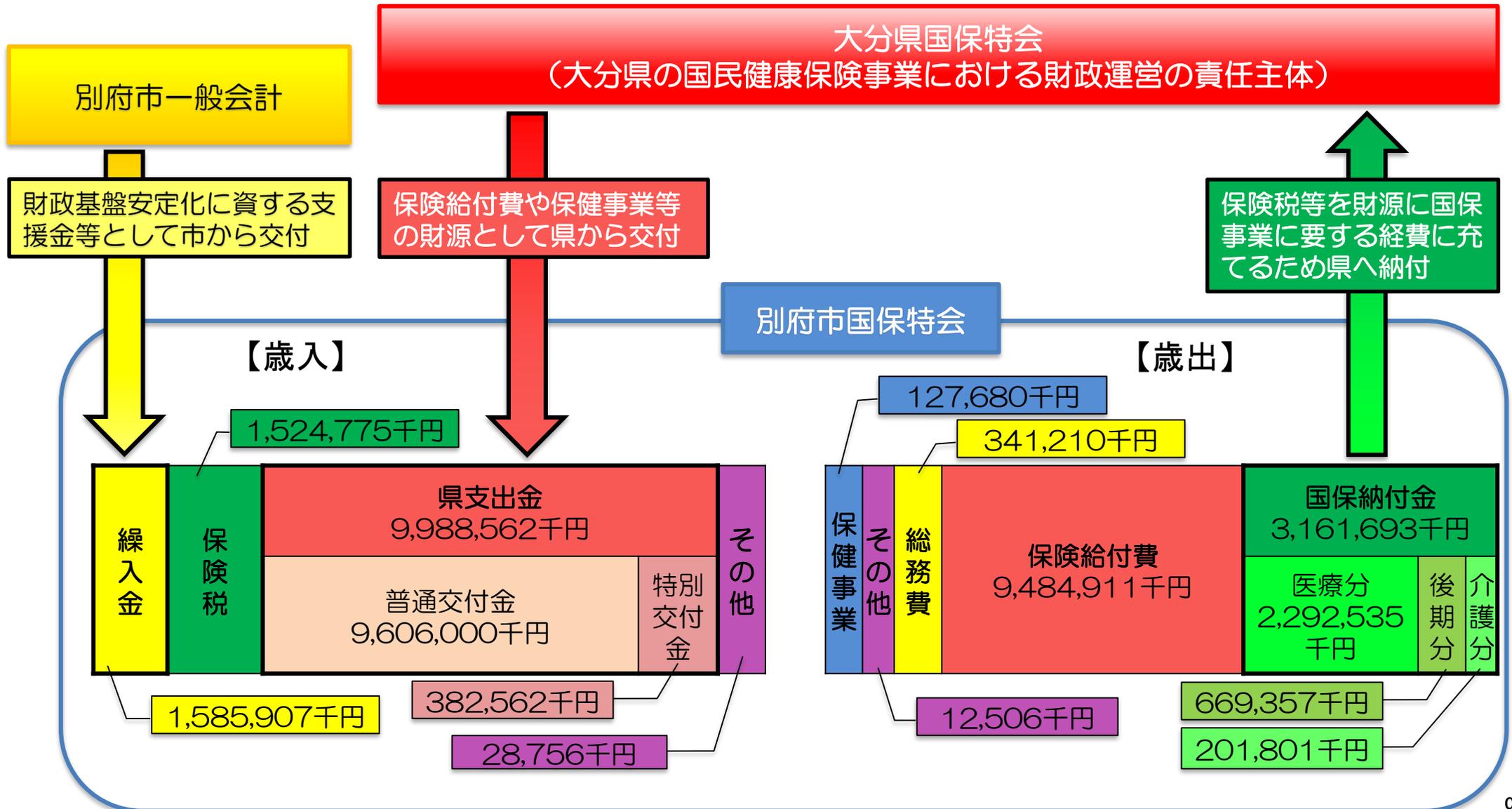
※差押金額 (換価金額) とは、差押により滞納金額に充当された金額のことです。

7. 令和6年度当初予算（案）

※3月議会へ上程。原案作成中のため、（案）

令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計予算

➤ 歳入・歳出予算総額：13,128,000千円（前年比 161,000千円）



8. 制度改正に係る変更事項（①軽減判定所得の見直し）

1. 大綱の概要（国保部分抜粋）

- ・ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、下記のとおり税制改正を行うものとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29.5万円(現行:29万円)に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を54.5万円(現行:53.5万円)に引き上げる。

・ 令和5年12月22日閣議決定
 ・ 令和6年度以後の国民健康保険税について適用

2. 改正の内容

現行

軽減基準	軽減判定所得
7割	①基礎控除額(43万円)+②10万円×(給与所得者等の数【※1】-1)
5割	①基礎控除額(43万円)+ <u>29万円</u> ×(被保険者数【※2】)+②
2割	①基礎控除額(43万円)+ <u>53.5万円</u> ×(被保険者数【※2】)+②

改正後

軽減基準	軽減判定所得
7割	①基礎控除額(43万円)+②
5割	①基礎控除額(43万円)+ 29.5万円 ×(被保険者数【※2】)+②
2割	①基礎控除額(43万円)+ 54.5万円 ×(被保険者数【※2】)+②

※1 被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の合計数。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

- ・ 低所得者に対する軽減措置の判定所得について、消費者物価など経済動向等を踏まえ、見直しを実施することで保険税負担の軽減を図る。
- ・ 令和6年4月1日からの恒久措置。

(注) 令和5年12月22日「令和6年度税制改正の大綱」の閣議決定を踏まえ、年度内に地方税法施行令が改正・施行される見通し。

8. 制度改革に係る変更事項 (②出産時における保険料負担の軽減)

1. 制度導入の趣旨

・令和4年度運営協議会報告事項
 ・令和6年1月1日施行

- ・子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4カ月）の保険税を免除する。

(参考) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年5月19日公布）抜粋
 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

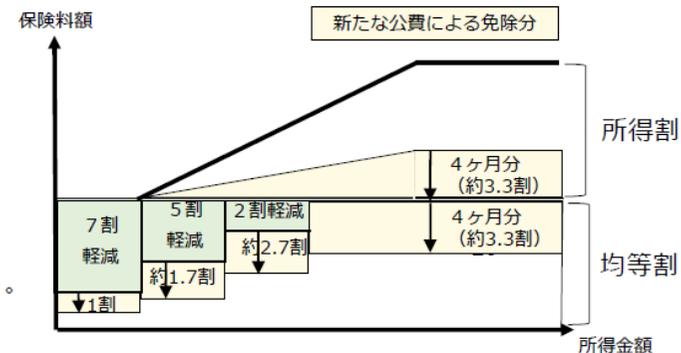
2. 制度の内容（スキーム）

- ・対象は、出産する被保険者とする。
- ・当該被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月分）の均等割及び所得割保険税を免除。
- ・令和6年1月1日より実施（令和5年11月生まれより対象となる）。
- ・免除相当額は公費により負担される（国1/2、県1/4、市1/4）。

○出産予定日、または出産日が1月15日の場合

国保税の区分	4月～11月分	12月～3月分
所得割	賦課	出産する被保険者分免除
均等割	賦課	出産する被保険者分免除
平等割	賦課	賦課

【免除に係るイメージ（国資料（※）から）】



8. 制度改革に係る変更事項（③出産育児一時金支給額の引き上げ）

1. 引き上げの趣旨

- ・令和4年12月15日審議会資料より
- ・令和5年4月1日施行

- ・ 出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、公立病院以外の私的病院、診療所を含む全施設の平均出産費用と近年の伸びを勘案して全国一律での引き上げを行う。
- ・ 子育てを社会全体で支援する観点から、費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みを導入する（後期高齢者支援金との相殺）。

2. 改正の内容

現行

	金額
出産育児一時金	40万8千円
産科医療補償掛金	1万2千円

改正後

	金額
出産育児一時金	48万8千円
産科医療補償掛金	1万2千円



- ・ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、産科医療補償制度の掛金1万2千円を加えた**50万円**となる。
- ・ 国は今後、出産費用の見える化を推進し、支援の在り方や増額に関するルールを議論したうえで、3年後をめどに制度を見直す予定。

9. マイナ保険証

・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応について

改正法の施行後(令和6年12月2日)における健康保険証廃止以降の取り扱い

対象者	＜マイナ保険証非保有者＞ ・マイナンバーカードを持っていない ・マイナンバーカードを持っているが、 保険証利用登録を行っていない ・マイナンバーカードの電子証明書の 有効期限切れ 等	＜マイナ保険証保有者＞ ・マイナンバーカードによるオンライン 資格確認できる
交付内容	【資格確認書】を交付	【資格情報のお知らせ】を交付
交付方法	当面の間、すべてのマイナ保険証 非保有者に申請によらず交付 原則は本人申請	新規資格取得時や負担割合の 変更時に交付
様 式	カード、はがき、A4 いずれか	A4

・令和6年12月2日以降、健康保険証は発行せず、令和6年12月2日時点で手元にある有効な保険証は、その時点から有効期限まで使用可能

・暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード(顔認証マイナンバーカード)の交付開始(令和5年12月15日導入)⇒健康保険証として利用可能

10. 保健事業

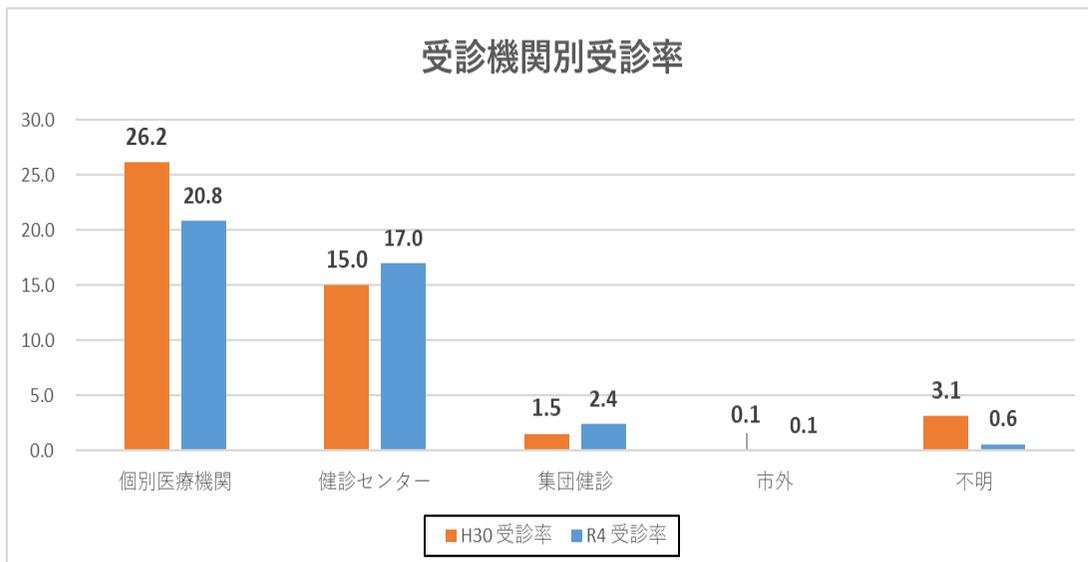
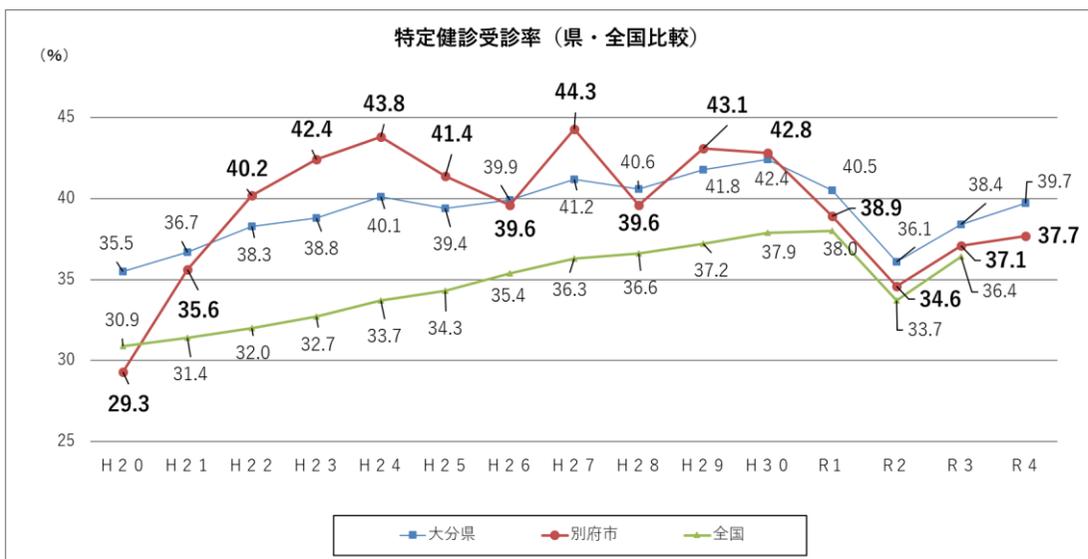
①特定健診

R4受診率:37.7%

R4受診者数:5,521名/14,645名

40～74歳対象。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の健診。

コロナの影響で受診率低迷するも、施設(健診センター)・集団健診受診率は回復。



②特定保健指導

R4実施率33.7%

R4実施者数:176名/523名

特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険度が指摘された人を対象に、危険度に応じて実施。

③生活習慣病の重症化予防

治療中の方には治療効果が上がるよう生活習慣改善の指導を実施。**R4実績:276名/414名**

未治療の方には確実に医療受診していただけるよう受診勧奨を実施。**R4実績:62名/62名(うち41名受診)**

特に、高血圧、糖尿病、糖尿病性腎症、慢性腎臓病の指導を重視。

④慢性腎臓病(CKD)対策

CKDの予防及び重症化予防を図るため、保健指導や市民講座の開催や健康特集号での啓発、世界腎臓デーに合わせたパネル展示などを実施。

⑤重複服薬者に対する適正服薬に向けた改善指導

R4実績:12名

⑥歯周病検診

- ・40歳を対象に市内指定医療機関にて無料で実施。**R5受診率:10.3%** (R4受診率:12.7%)
- ・特定健診受診者(集団健診)対象に歯周病検査を実施。**R5実績:28名/126名**

⑦早期介護予防(フレイル)対策

健診結果から対象者を抽出し、大分県フレイルチェックシートと保健指導意向調査票を送付。**R4実績:30名/93名**